

浜田市営繕工事における週休 2 日促進工事試行実施要領

(目的)

第 1 条 本要領は、浜田市が発注する営繕工事における週休 2 日の確保に向けた取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。

ア 月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

イ 通期の週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、浜田市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（工事請負業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。

ア 月単位の 4 週 8 休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休職）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）（現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。以下この号において同じ。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態（ただし、歴上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態）をいう。この場合において、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としないときは、前段の「土曜日・日曜

日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(6) 発注者指定方式 発注者が、発注時から受注者に対して月単位の週休2日の確保に取り組むことを指定する方式をいう。

(7) 受注者希望方式 発注者が工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、請負対象設計金額が1,000万円以上の営繕工事とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 対象期間が1か月以内の工事
- (4) 解体工事
- (5) その他市長が対象外と判断した工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、次の各号に掲げる工事1件の請負対象設計金額の区分に応じ、当該各号に定める発注方式とする。

- (1) 4,000万円以上 発注者指定方式
- (2) 1,000万円以上4,000万円未満 受注者希望方式

2 学校、病院、その他施設管理者との調整が困難と認められる施設の発注方式は、前項の規定にかかわらず、受注者希望方式によるものとする。

3 分離発注工事の場合は、全ての工事において同一の方式とする。

（補正方法）

第5条 週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況により、次の各号に掲げる週休2日促進工事の区分に応じ、当該各号に定める補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。以下同じ。）を補正する。

- (1) 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04
- (2) 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

（積算方法）

第6条 発注方式の積算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者指定方式

ア 月単位の 4 週 8 休以上を前提に、前条第 1 号に規定する補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は、アの補正係数を第 5 条第 2 号に規定する補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。この場合において、契約変更は契約書の規定に基づき行うものとする。

(2) 受注者希望方式

ア 通期単位の 4 週 8 休以上を前提に、前条第 2 号に規定する補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、通期単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。この場合において、契約変更は契約書の規定に基づき行うものとする。

2 前項第 2 号に規定する発注方式の場合において、受注者は、週休 2 日促進工事の実施希望報告書（別記様式）（以下この条及び次条において「報告書」という。）により、週休 2 日促進工事の希望有無を報告するものとする。この場合において、受注者から当該報告書の提出がない場合は、週休 2 日促進工事を希望しないものとみなす。

3 見積単価の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 見積単価作成のため、製造業者及び専門工事業者等に対し見積りを依頼する場合は、現場閉所（現場休息）の条件を提示のうえ、徴取を行う。

(2) 当初の見積条件に変更が生じた場合は、現場閉所（現場休息）の達成条件に応じて見積りを再徴取し、請負代金額を変更する。この場合において、前 2 項の規定を準用する。

(3) 単価に乖離が生じた場合は、単価の入替えを行い、請負代金額を変更する。

（明示等）

第 7 条 対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

2 前条第 2 項の報告書は、浜田市と協議のうえ、工事着手日又は工事請負契約後 14 日以内の日のいずれか早い日までに、市長に提出するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第 8 条 現場閉所（現場休息）の確認方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事着手前

ア 監督職員等（総括監督員、主任監督員及び監督員をいう。以下同じ。）は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が確保されていることを確認する。

イ 監督職員等は、対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議し決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員等に提出する。

(2) 工事着手後

ア 監督職員等は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。この場合において、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員等は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督職員等による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員等に提出する。

(3) その他留意する事項

ア 監督職員等は、現場閉所（現場休息）の前日等に現場閉所（現場休息）の日に作業が発生する指示等は行わないように配慮する。

イ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員等は受注者と協議する。

ウ 施設管理者の承諾を前提に週休 2 日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

（工事成績評定）

第 9 条 市長は、対象期間における現場閉所（現場休息）の達成状況を報告書により確認し、週休 2 日（4 週 8 休以上に限る。）が確保できている場合

は、監督職員等において、工事成績評定の「2. 施工状況、Ⅱ工程管理、その他」にて評価する。

- 2 前項による評価において、週休 2 日を達成しなかったことによる減点を行わないものとする。

（取引の適正化）

第 10 条 元請業者は、週休 2 日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう努めるものとする。

（提出書類の虚偽）

第 11 条 工事期間中又は工事完了後に第 6 条及び第 9 条の達成状況に虚偽等が判明した場合は、不誠実な行為として取扱う場合がある。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領は、施行の日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用し、同日前に従前の要領を適する工事については、なお従前の例による。

別記様式（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

報告者 会社名
現場代理人氏名

週休 2 日促進工事の実施希望報告書

週休 2 日工事の実施希望について、下記のとおり浜田市営繕工事における
週休 2 日促進工事試行実施要領第 6 条第 2 項の規定により報告します。

記

- ☐ 希望します。（希望される場合は、現場が休みの日を記載した実施工
程表を添付してください。）
- ☐ 4 週 8 休以上（受注者希望方式）
- ☐ 希望しません。

※該当部分に☑してください。